

建設リサイクル法の実施に関する富山県の指針

平成14年3月

富 山 県

目 次

第 1 指針の趣旨	1
第 2 特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的方向	1
1 本県における特定建設資材廃棄物をとりまく現状	1
2 建設資材に係るリサイクル等の考え方	1
3 特定建設資材に係る分別解体等の基本的方向	2
4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的方向	2
5 特定建設資材廃棄物の再資源化等に関する目標の設定	2
6 本県において届出等を義務づける建設工事の規模に関する基準	3
7 本県において建設発生木材の再資源化を義務づける距離に関する基準	3
第 3 建設資材廃棄物の排出を抑制するための方策	3
1 排出を抑制する必要性	3
2 排出の抑制に係る関係者の役割	4
第 4 特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための方策	4
1 再資源化等を促進するための具体的方策	4
2 再資源化等の促進に係る関係者の役割	6
第 5 特定建設資材廃棄物の再生資材の利用を促進するための方策	7
1 再生資材の利用を促進するための具体的方策	7
2 再生資材の利用に係る関係者の役割	8
第 6 分別解体等、再資源化等及び再生資材等の利用の意義に関する知識の普及等	8
用語の解説	10

第1 指針の趣旨

富山県は、山と海に囲まれ、水と緑が豊かな美しい自然に恵まれており、この環境は県民の貴重な財産です。しかし、これまでの大量廃棄型の社会経済活動による環境への負荷によって地域の環境が損なわれるおそれが生じてきています。特に、建設廃棄物については、近年排出量が増大し、最終処分される量も多いため、全国的に最終処分場がひっ迫していること、また、資源の有効利用が求められていることから、そのリサイクルの促進が重要な課題となっています。

このため、県では、環境立県を施策の柱に、快適で恵み豊かな環境の保全と創造のため、循環型社会の形成を目指しています。

本指針は、この循環型社会の形成の一環として「建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律」(平成12年法律第104号。以下「建設リサイクル法」という。)第4条第1項の規定に基づき、国が第3条に基づき定めた「特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等の促進に関する基本方針」(平成13年1月17日 農林水産省、経済産業省、国土交通省、環境省告示第1号。)に即し、富山県における特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等を促進するための必要な事項を定めたものです。

第2 特定建設資材に係る分別解体等と特定建設資材廃棄物の再資源化の基本的方向

1 本県における特定建設資材廃棄物をとりまく現状

県内における特定建設資材廃棄物の発生量は、平成11年度に県が調査した「富山県産業廃棄物実態調査報告書」によるとコンクリート塊が約42万トン、アスファルト・コンクリート塊が約30万トン、建設発生木材が約5万トンとなっており、建設廃棄物全体の約88パーセントを占めています。また、特定建設資材廃棄物の再資源化率は、コンクリート塊が約87パーセント、アスファルト・コンクリート塊が約97パーセント、建設発生木材が約45パーセントとなっており、建設発生木材の再資源化が遅れています。その理由は、発生量の約50%が焼却されていることによります。

今後の発生の予測については、昭和50年前後に大量に建設された建築物が今後10年以内に更新期を迎えることから、平成11年度の発生量と比較して、平成22年度で、コンクリート塊が約1.3倍、アスファルト・コンクリート塊が約1.2倍、建設発生木材が約1.5倍に増加すると予測されます。

このため、より一層、特定建設資材廃棄物、特に建設発生木材の再資源化を促進することが必要な状況です。

なお、平成14年2月現在における県内の特定建設資材廃棄物の再資源化施設の立地状況を見ると、コンクリート塊及びアスファルト・コンクリート塊は70施設、建設発生木材は14施設が県内全域で広範囲に立地しており、再資源化の促進に対して、施設及び処理量ともに対応できる状況となっています。

2 建設資材に係るリサイクル等の考え方

建設資材に係るリサイクル等の考え方とは、「循環型社会形成推進基本法(平成12年法律第110号)」第7条における基本的な考え方を原則とします。

- (1) まず、建設資材廃棄物の発生の抑制に努めます。
- (2) 次に、建設工事から発生した建設資材を再使用します。
- (3) 発生の抑制や再使用を行っても発生する建設資材廃棄物は、再生利用（マテリアル・リサイクル）を行います。
- (4) 再生利用が技術的及び経済的に難しく、環境への負荷の観点から燃料としての利用がより有効であるものは、熱回収（サーマル・リサイクル）を行います。
- (5) 再使用、再生利用、熱回収のいずれもできないものは、適正に最終処分します。
なお、発生した建設資材廃棄物については、「廃棄物の処理及び清掃に関する法律」（昭和45年法律第137号。以下「廃棄物処理法」という。）に基づいた適正な処理を行わなければなりません。

3 特定建設資材に係る分別解体等の基本的方向

特定建設資材に係る分別解体等において、建設資材廃棄物がその種類ごとに分別され、その再資源化等を促進するためには、まず、特定建設資材に係る分別解体等を国が定めた一定の技術基準に従って実施しなければなりません。

この技術は、対象となる建築物等の状況により異なる場合があり、建設工事に従事する者の技能、施工技術、建設機械等の現状を踏まえ、建築物等に応じた適切な施工方法により分別解体等を実施する必要があります。

また、分別解体をはじめとする解体工事の適正な施工を行うためには、最新の知識や技術を持っている者による施工が必要なことから、施工する者の知識や技術力の向上を図るほか、このような技術を持っている者に関する情報の提供、適切な施工の監督等が行われる必要があります。

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等の基本的方向

本県の建設資材廃棄物の現状や課題を踏まえると、分別された廃棄物の再資源化の促進が重要なことから、建設リサイクル法で義務づけされる建設工事とともにその義務づけがない建設工事についても、分別された廃棄物の再資源化を促進する必要があります。

そのためには、工事現場の状況等を考慮して、できる限り工事現場において、特定建設資材に係る分別解体等を行うよう努める必要があります。

分別解体等により発生した特定建設資材廃棄物は、リサイクル等の考え方に基づいて、できる限り、再使用、再生利用を図る必要があります。

また、分別解体等が困難であることにより発生した混合廃棄物についても、選別できる処理施設に搬出し、再資源化を促進するよう努め、埋立処分量を削減する必要があります。

やむをえず、埋立処分する場合は、安定型処分場に安定型品目以外の廃棄物が混入しないよう選別等を行わなければなりません。

なお、これらが円滑に行われるためには、技術開発、関係者間の連携、必要な施設の整備等を促進することにより、建設資材廃棄物の再資源化に要する費用を低減することが重要です。

5 特定建設資材廃棄物の再資源化に関する目標の設定

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再資源化施設の立地状況を考慮しながら

ら、すべての関係者が再生資源の十分な利用と廃棄物の減量をできるだけ速やかに、かつ、着実に行うことが重要です。

本県においては、今後 10 年を目途に特定建設資材廃棄物の再資源化の促進に重点的に取り組むこととし、平成 22 年度における再資源化率は、次の表のとおりとします。

特定建設資材廃棄物	平成 22 年度 再資源化率
コンクリート塊	95 %
建設発生木材	95 %
アスファルト・コンクリート塊	95 %

なお、特定建設資材廃棄物の再資源化に関する目標については、建設資材廃棄物に関する調査の結果から、これらの目標の達成状況や社会経済情勢の変化等を踏まえて必要な見直しを行うことがあります。

6 本県において届出等を義務づける建設工事の規模に関する基準

本県において届出を義務づける建設工事の規模に関する基準は、以下のとおりとします。

- (1) 建築物の解体工事については、延床面積が 80m²以上とします。
- (2) 建築物の新築・増築工事については、延床面積が 500m²以上とします。
- (3) 建築物の修繕・模様替工事については、請負代金の額が 1 億円以上とします。
- (4) 建築物以外の工作物・土木工事については、請負代金の額が 500 万円以上とします。

なお、上記の基準によっては、特定建設資材廃棄物をその再資源化等により減量する事が十分でないと認める場合には、建設リサイクル法第 9 条第 4 項に基づく条例により、上記の基準に代えて建設工事の規模に関する基準を定めることとします。

7 本県において建設発生木材の再資源化を義務づける距離に関する基準

本県において指定建設廃棄物である建設発生木材の再資源化を義務づける工事現場から再資源化施設までの距離に関する基準は、50 km (直線距離) とします。

また、この距離基準とは別に、地理的条件、交通事情等により経済性の面で制約がある場合にも縮減に代えることができますが、その要件は、国の省令に基づき、工事現場から建設発生木材の再資源化施設までその運搬車両が通行する道路が整備されておらず、かつ、縮減を行う施設までの運搬費用が再資源化をする施設までの運搬費用より低い場合とします。

第 3 建設資材廃棄物の排出を抑制するための方策

1 排出を抑制する必要性

建設資材廃棄物は、産業廃棄物全体に占める割合が高い一方で、減量することが困難なものが多く、限られた資源を有効活用し、最終処分量を減らすためには、まず建設資材廃棄物の排出を抑制することが特に重要です。

建設資材廃棄物の排出の抑制にあたっては、建築物等について工事の計画・設計段階から取り組むことが極めて効果的であり、建設業に携わる関係者が連携して排出の抑制に取り組むよう努める必要があります。

2 排出の抑制に係る関係者の役割

(1) 建築物等の所有者

建築物等を所有する者は、自ら所有する建築物等について適切な維持管理や修繕を行い、建築物等の長期的な使用に努める必要があります。

本県においては、全国に比べて持ち家率が高く、1住宅当たりの延床面積も大きいことから、個人の住宅所有者の果たす役割は極めて重要です。

(2) 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる者は、製造する建設資材について、その耐久性の向上を図るとともに工場等における建設資材のプレカット等を行うことが必要です。

また、修繕が可能なものについては、その修繕の実施とそのための体制の整備に努める必要があります。

(3) 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる者は、建築物等の用途、構造等に関する発注者の要求に対応しながら、構造躯体等の耐久性の向上を図るとともに、維持管理及び修繕を容易にするなど長期的に使用するための設計、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び設計資材の選択に努める必要があります。

(4) 発注者

工事を発注する者は、建築物等の用途、構造など建築物等に要求される性能に応じ、技術的、経済的に可能な範囲で、建築物等の長期的な使用に配慮した発注に努めるほか、工事に使用された建設資材の再使用に配慮するよう努める必要があります。

(5) 建設工事の施工者

建設工事を施工する者は、端材の発生が抑制される施工方法の採用及び建設資材の選択に努めるほか、耐久性の高い建築物の施工に努める必要があります。

特に、建築物等を長期的に使用するための施工技術の開発や維持修繕体制の整備に努める必要があります。

(6) 県

県では、自ら建設工事の発注者となる場合においては、建設資材廃棄物の排出の抑制に率先して取り組みます。

(7) 市町村

市町村では、国、県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

第4 特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するための方策

1 再資源化を促進するための具体的方策

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、必要な再資源化施設を確保し、コスト低減等の再資源化を促進するために必要となる技術開発を行い、再資源化により得られた建設資材（以下「再生資材」という。）の利用を促進することが必要となります。

本県では、国の税制上の優遇措置、政府系金融機関の融資、県の環境施設整備資金等が積極的に活用されるよう、その制度の普及に努め、再資源化施設の整備を促進するとともに、特定建設資材廃棄物の再資源化施設の実態を把握し、その結果に基づき、必要に応じた施策の推進に努めます。

(1) コンクリート塊

コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生クラッシャーラン、再生コンクリート砂等（以下「再生骨材等」という。）として、道路、港湾、空港、駐車場、建築物等の敷地内の舗装（以下「道路等の舗装」という。）の路盤材、建築物等の埋め戻し材及び基礎材等に利用することを促進します。

(2) 建設発生木材

建設発生木材については、再資源化が遅れていることから、チップ化し、木質ボード、堆肥等の原材料として利用することやセメント工場などの燃料として利用することを重点的に促進します。

なお、建設発生木材の再資源化を更に促進するためには、関係者は再生木質ボード等について、更なる技術開発や用途開発を行う必要があります。

(3) アスファルト・コンクリート塊

アスファルト・コンクリート塊については、破碎、選別、混合物除去、粒度調整等を行うことにより、再生加熱アスファルト安定処理混合物や表層基層用再生加熱アスファルト混合物（以下「再生加熱アスファルト混合物」という。）として、道路等の舗装の基層用材料・表層用材料に利用することを促進します。また、再生骨材等として、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材及び基礎材等に利用することを促進します。

(4) その他の建設資材廃棄物

その他の建設資材についても、再資源化が可能なものはできる限り分別解体等を行い、その再資源化を行うことが望まれます。また、その再資源化についての経済性の面における制約が小さくなるよう、分別解体等の実施、技術開発の推進、収集運搬方法の検討、効率的な収集運搬の実施、必要な施設の整備等について関係者は積極的に取り組むことが必要です。

具体的には、プラスチック製品は、近年、建設工事に使用される量が多くなっていることから、建築物の解体等に伴い、廃プラスチック類の発生が増加すると予想されています。このことから、廃プラスチック類の再資源化を促進するため、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者は積極的に取り組むことが重要です。特に、建設資材として使用されている塩化ビニル管・継手等については、これらの製造に携わる者による再生利用の取り組みが行われ始めているため、関係者は塩化ビニルが他の廃プラスチック類に混入しないよう分別するとともにできる限り再生利用の取り組みに協力するよう努める必要があります。

石膏ボードは、高度成長期以降、建築物の内装材として広く利用されており、建築物の解体等に伴い、廃石膏ボードの発生量が増加すると予想されます。廃石膏ボードは、現状では、管理型処分場で埋立処分することが多くなっており、ひっ迫が著しい管理型最終処分場の状況を考慮すると、その再資源化を促進する必要があります。このため、廃石膏ボードの再資源化について、経済性の面における制約が小さくなるよう、関係者は積極的に取り組むことが重要です。また、石膏ボードの製造に携わる者により廃石膏ボードの再生利用に向けた取り組みが行われているため、関係者はできる限りこの取り組みに協力するよう努める必要があります。

畳は、一般的には燃料として熱回収をしていますが、わらに再生利用する取り組みが始まられており、その再資源化を促進する必要があります。近年、稻わら床に代わり建材畳（ポリエチレン、ファイバー等）が増加しており、再生利用が困難なことから、適正に焼却

し、燃えがらについても適正な処分を行う必要があります。

瓦は、分別後、安定型最終処分場で埋立処分を行うことが一般的ですが、レンガやインターロッキングブロック等の再生利用に向けた取り組みが始まられており、その再資源化を促進する必要があります。

(5) 有害物質等の発生の抑制等

有害物質等の発生の抑制については、建設資材廃棄物の処理等の過程において、「廃棄物処理法」、「大気汚染防止法（昭和 43 年法律第 97 号）」、「ダイオキシン類対策特別措置法（平成 97 年法律第 105 号）」、「労働安全衛生法（昭和 47 年法律第 57 号）」等の関係法令を遵守し、有害物質等の発生を抑制し、周辺環境への影響を防止しなければなりません。

また、建設資材廃棄物の処理等の過程において、非飛散性アスベスト等の取り扱いには十分注意し、可能な限り大気中への拡散または飛散を防止するよう努める必要があります。

防腐、防蟻のため木材に CCA（クロム・銅・ヒ素化合物系木材防腐剤）を注入した CCA 処理木材については、それ以外の部分と分離・分別し、処理する必要があります。また、関係者は、この処理に必要な施設の整備等に取り組む必要があります。

PCB を含有する電気機器等については、これらが建設資材廃棄物に混入しないよう、建築物等の解体に先立ち取り除き、所有者において、「ポリ塩化ビフェニル廃棄物の適正な処理の推進に関する特別措置法」に基づき、届出を行うとともに、「廃棄物処理法」に従って適切に保管されなければなりません。

また、冷媒としてフロン類が使用されている冷凍空調機器についても、建築物等の解体に先立ち、「特定家庭用機器再商品化法」（平成 10 年法律 97 号）、「特定製品に係るフロン類の回収及び破壊の実施の確保等に関する法律」（平成 13 年法律第 64 号）に基づき、販売業者による機器の引き取りや登録業者によるフロン類の回収を行う必要があります。

2 再資源化等の促進に係る関係者の役割

特定建設資材に係る分別解体等を実施し、建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、関係者は適切な役割分担の下で連携しながら積極的に取り組むことが必要です。

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる者は、端材の発生が抑制される建設資材の開発及び製造、建設資材として使用される際の材質、品質等の表示、廃棄物の再資源化が困難となる有害物質等を含まない素材の使用等により、建設資材廃棄物の排出の抑制及び再資源化が容易となるよう努める必要があります。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる者は、端材の発生が抑制される設計、分別解体等の実施が容易となる設計、廃棄物の再資源化が容易となる建設資材の選択などをすることにより、分別解体等の実施及び廃棄物の再資源化が効果的に行なわれるようになります。また、これらに要する費用の低減に努める必要があります。

なお、建設資材の選択にあたっては、廃棄物の再資源化が困難となる有害物質等を含まない建設資材を選択するよう努める必要があります。

(3) 発注者

建設工事を発注する者は、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再

資源化等に要する費用を適正に負担するとともに、元請業者に対して、建設資材廃棄物の排出が抑制され、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化等が適正に実施されるよう明確な指示を行う必要があります。

(4) 元請業者(受注者)

元請として建設工事を請け負う者は、建設資材廃棄物の発生を抑制し、建設資材の分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化を促進することに関して、中心的な役割を担っていることを認識しなければなりません。そしてその下請負人に対して、この分別解体等及び再資源化等が適正に実施されるよう明確な指示を行う必要があります。

(5) 建設工事の施工者

建設工事を施工する者は、建設資材廃棄物の発生を抑制し、建設資材についての分別解体等と建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければなりません。また、施工方法の工夫、適切な建設資材の選択、施工技術の開発等により、この分別解体等と再資源化等の実施が容易となるよう努める必要があります。

(6) 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物を自ら処理する事業者と事業者から委託を受けて処理する者は、建設資材廃棄物の再資源化等を適正に実施しなければなりません。

(7) 県

県では、国の施策と連携して、建設資材廃棄物の発生を抑制し、建設資材に係る分別解体等及び建設資材廃棄物の再資源化を促進するために必要な調査、情報提供、普及・啓発等に努めます。

(8) 市町村

市町村は、国、県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

第5 特定建設資材廃棄物の再生資材の利用を促進するための方策

1 再生資材の利用を促進するための具体的方策

特定建設資材廃棄物の再資源化を促進するためには、再生資材を積極的に利用していくことが不可欠であることから、関係者において連携しながら、再生資材についての需要を創出し、それを拡大することに取り組む必要があります。

また、再生資材の利用にあたっては、必要な品質、環境に対する安全性、自然環境の保全に配慮することが重要です。

本県では、公共工事において、民間の具体的な取り組みを先導する役割を担うことから、「国等による環境物品等の調達の推進等に関する法律」(略称「グリーン購入法」平成12年法律第100号。)の趣旨を踏まえ、特定建設資材廃棄物の再生資材を率先して利用します。

特に建設発生木材の再生資材の利用について、積極的に取り組む必要があります。

具体的には、土木構造物の裏込め材及び基礎材、道路等の舗装の路盤材、建築物等の埋め戻し材及び基礎材等の調達にあたっては、工事現場で発生する副産物を利用する場合を除き、その現場から40kmの範囲内でコンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊の再資源化により得られた再生骨材等を用途に応じた品質等を考慮した上で、経済性にかかわらず、原則として利用することです。これについては、現在、公共事業で率先して実施していることから、今後も継続して取り組んでいきます。

また、道路等の舗装の基層用材料・表層用材料の調達にあたっては、工事現場で発生する副産物を利用する場合を除き、その現場から40kmの範囲内で再生加熱アスファルト混合物を用途に応じた品質等を考慮した上で、経済性にかかわらず、原則として利用することです。

これについても、現在、公共工事で率先して実施していることから、今後も継続して取り組んでいきます。

建設発生木材については、建築工事における内装材等について、再生木質ボードとしてパーティクルボード、纖維板、木質セメント板の利用を促進することに努めます。

木質コンクリート型枠材については、再生木質ボードを製造する施設の立地状況及び生産能力並びに利用される用途に要求される品質を考慮して、再生木質ボードの利用を促進することに努めます。

法面の緑化材、雑草防止材等については、利用される用途に要求される品質等を考慮して、再生木質マルチング材等の利用を促進が必要であり、モデル工事等を通じて、施工性・経済性等の検討を行い、これを踏まえて、公共工事における利用の増大に努めます。

さらに、その他の用途についても、利用範囲が拡大されるよう積極的な取り組みを行う必要があります。

また、県において、廃棄物を利用したリサイクル製品などの認定制度を設け、安全性やリサイクル率などの基準に適合するものを認定し、リサイクル製品の利用の促進を図ります。

なお、市町村の事業においても、国・県の事業における再生資材の利用を促進するための方策に準じた取り組みを行う必要があります。

2 再生資材の利用に係る関係者の役割

(1) 建設資材の製造者

建設資材の製造に携わる者は、再生資材をできる限り利用した建設資材の開発や製造に努める必要があります。

(2) 建築物等の設計者

建築物等の設計に携わる者は、再生資材をできる限り利用した設計に努め、再生資材の利用について、発注者の理解を得るよう努める必要があります。

(3) 発注者

建設工事を発注する者は、再生資材をできる限り選択するよう努める必要があります。

(4) 建設工事の施工者

建設工事を施工する者は、再生資材をできる限り利用するよう努め、また、これを利用することについての発注者の理解を得るよう努める必要があります。

(5) 建設資材廃棄物の処理者

建設資材廃棄物を処理し、再生資材の生産を行う者は、再生資材の品質の安定と安全性の確保に努める必要があります。

(6) 県

県では、再生資材の利用促進のために率先して利用するよう努めます。また、そのため必要となる調査、情報提供並びに啓発を行うとともに、再生資材の普及に努め、発注者や施工者などが再生資材を利用できる環境整備を図ります。

(7) 市町村

市町村は、国、県の施策と連携して、必要な措置を行うよう努める必要があります。

第6 分別解体等、再資源化等及び再生資材等の利用の意義に関する知識の普及等

特定建設資材に係る分別解体等、特定建設資材廃棄物の再資源化、特定建設資材廃棄物からの再生資材の利用を促進するためには、県民の協力が必要なことから、環境教育、環境学習、広報活動等を通じ、これらの意義に関する知識について、広く県民への普及・啓発を図っていきます。

特に、特定建設資材に係る分別解体等及び特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用を、発注者が適正に負担し、分別解体等及び再資源化等の実施義務を負う受注者等がその義務を確実に行なうことが重要なことから、関係機関・関係団体等と連携し、必要に応じて講習会の実施、資料の提供等を行い、正しい知識の普及・啓発を図っていきます。

また、再生資材等の利用についても、発注者ができる限り利用することが重要なことから、必要に応じて情報の提供を行います。